

行政手続法の施行状況に関する調査結果（概要）

－ 国の行政機関 －

平成 22 年 12 月
総 務 省

○ 調査の目的、時点

本調査は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の円滑かつ的確な施行に資することを目的として、審査基準・標準処理期間・処分基準の設定状況、意見公募手続の実施状況等について、平成 22 年 3 月 31 日現在の状況を調査したものである。

- ① 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定状況は、平成 20 年度及び 21 年度の 2 か年に新設された処分（申請に対する処分及び不利益処分）を調査対象とした。
- ② 聴聞・弁明手続の実施状況、行政指導の書面の交付状況、行政指導の指針の公表状況は、平成 21 年度（1 か年）の実施状況を調査した。
- ③ 意見公募手続及び任意の意見募集の状況等は、平成 21 年度（1 か年）の実施状況を調査した。

○ 調査対象機関

調査対象とした国の行政機関は、本省等（22 機関）（上記①～③関係）及び東京都を管轄区域とする地方支分部局の一部（14 機関）（上記①、②関係）である。

○ 調査結果

I 申請に対する処分、不利益処分及び行政指導に関する手続

1 申請に対する処分

(1) 審査基準（申請により求められた許認可等を行うかどうかを、根拠法令の定めに従って判断するために必要とされる基準）の設定状況等

行政手続法の対象となる処分 663 種類について

- ◆ 審査基準を設定しているもの：456 種類（対象処分 663 種類の 68.8%）
- ◆ 審査基準を設定していないもの：207 種類（対象処分 663 種類の 31.2%）
- ◆ 審査基準を公にしているもの（ホームページへの掲載や窓口への備付等）：248 種類（通知・通達等で審査基準を設定している処分 253 種類の 98.0%）

(2) 標準処理期間（申請が行政庁の事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間）の設定状況等

行政手続法の対象となる処分 663 種類について

- ◆ 標準処理期間を設定しているもの：273 種類（対象処分 663 種類の 41.2%）
- ◆ 標準処理期間を設定していないもの：390 種類（対象処分 663 種類の 58.8%）
- ◆ 標準処理期間を公にしているもの（ホームページへの掲載や窓口への備付等）：151 種類（通知・通達等で標準処理期間を設定している処分 166 種類の 91.0%）

2 不利益処分

(1) 処分基準（許認可等の取消し、営業の停止等の不利益処分をする際の判断基準）の設定状況等

行政手続法の対象となる不利益処分 365 種類について

- ◆ 処分基準を設定しているもの：263 種類（対象処分 365 種類の 72.1%）
- ◆ 処分基準を設定していないもの：102 種類（対象処分 365 種類の 27.9%）
- ◆ 処分基準を公にしているもの（ホームページへの掲載や窓口への備付等）：90 種類（通知・通達等で処分基準を設定している処分 103 種類の 87.4%）

(2) 不利益処分をしようとする場合に執るべきこととされている聴聞・弁明手続の実施状況

聴聞手続：許認可等の取消し・資格又は地位のはく奪など、名あて人となるべき者に及ぼす不利益の程度が大きい不利益処分をしようとするときに実施
弁明手続：上記以外の不利益処分（例えば営業停止処分）をしようとするときに実施

平成 21 年度における実施件数は以下のとおり。

- ◆ 聴聞手続：411 件
※うち、当事者が聴聞期日に不出頭のため手続が終結したもの：71 件
- ◆ 弁明手続：1,650 件
※うち、当事者が弁明書を未提出のため手続が終結したもの：1,010 件

3 行政指導

平成 21 年度における実施件数は以下のとおり。

- ◆ 相手方から求められた場合における行政指導の内容等を記載した書面の交付件数：1,137 件（9 省）
- ◆ 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対して行う行政指導についての指針である「行政指導指針」の公表件数：18 件（5 省）

Ⅱ 意見公募手続及び任意の意見募集の状況等

1 行政手続法に基づく意見公募手続等の状況

(1) 実施件数

平成 21 年度における行政手続法に基づく意見公募手続等の実施件数は、765 件であり、同手続等を経て公布・決定等を行った命令等の数は、1,354 である。(20 年度：実施件数は 931 件、命令等の数は 1,612 件)

(2) 意見提出期間

意見提出期間として 30 日以上の日数を確保しているものは、全体の 93.1%に当たる 712 件である。(20 年度：全体の 90.5%に当たる 843 件)

(3) 提出意見数

提出意見の総数は、23,579。1 案件当たりの提出意見数は約 31 である。(20 年度：22,190、1 案件当たり約 24)

(注) 提出意見のある案件についてみると、1 案件当たり約 56。

(4) 意見考慮期間

意見提出期間終了から命令等の公布・決定等までの期間（意見考慮期間）が 5 日以上の案件は、全体の 97.4%に当たる 741 件である。(20 年度：全体の 94.4%に当たる 875 件)

(5) 提出意見の反映状況

提出意見を反映した案件は、提出意見がある案件の 32.5%に当たる 136 件である。(20 年度：25.2%に当たる 122 件)

(6) 結果公示までの期間

命令等の公布・決定等の翌日までに結果公示した案件は、全体の 71.9%に当たる 545 件である。また、結果公示までの期間が 5 日未満の案件は、全体の 80.8%に当たる 613 件である。(20 年度：翌日までに結果公示した案件は、全体の 68.8%に当たる 610 件。結果公示までの期間が 5 日未満の案件は、全体の 77.3%に当たる 686 件)

2 任意の意見募集の状況

(1) 実施件数

平成 21 年度における行政手続法に基づかない事項についての任意の意見募集の実施件数は、475 件である。(20 年度：513 件)

(2) 意見募集期間

行政手続法の原則に準じて 30 日以上意見募集期間を設定しているものは、全体の 72.8%に当たる 346 件である。(20 年度：全体の 70.4%に当たる 361 件)

(3) 提出意見数

提出意見の総数は、218,418。1 案件当たりの提出意見数は、約 460 である。(20 年度：17,632、1 案件当たり約 34)

(注) 提出意見のある案件についてみると、1 案件当たり約 664。

(4) 提出意見の反映状況

提出意見を反映した案件は、提出意見がある案件の 45.3%に当たる 149 件である。(20 年度：55.6%に当たる 144 件)